

3多子字第1106号
令和3年9月13日

市内 認可保育所
小規模保育所
家庭的保育所
事業所内保育所
認定こども園
認証保育所
一時・定期利用保育
病児・病後児保育
ご利用の保護者を雇用する事業者各位

多摩市長 阿部 裕行
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に関する多摩市内保育所等の対応に伴う協力要請について

日頃より、本市の子育て支援施策にご理解・ご協力を賜り、感謝申し上げます。

また、日々、新型コロナウイルス感染症が拡大する状況の中、保育所等を利用する従業員を雇用する事業者の皆様におかれましても、職員の働き方等に対策を講じるなど、感染拡大防止に最大限努めていただき感謝申し上げます。

この度、緊急事態宣言が再延長され、本市においても新型コロナウイルス新規感染者が依然として発生しており、深刻な状況となっています。市内の各保育施設では、9月1日より登園自粛期間を設け、保護者を雇用する事業者の皆様にもご協力を依頼していたところではありますが、都内・市内の感染状況を踏まえ、職場との調整により休暇・休業ができる場合等、家庭での保育が可能なご家庭に対して、下記の通り保育所等の登園自粛期間を延長することといたしました。

記

1 登園自粛要請期間

(延長前) 令和3年9月1日(水)～9月17日(金)

(延長後) 令和3年9月1日(水)～9月30日(木)

一律に職業による線引きは困難ですが、もともと保育所等でお預かりする子どもは新型コロナウイルスワクチンが接種できず自身で感染症対策を行うこともままならない月齢です。

また、一言にテレワークで在宅勤務を行うといってもその内容や環境は多様であるため、テレワークを行いながら子の監護を行うことは困難だと考えられます。

多摩市としては、市民生活を崩壊させないために保育の提供が必要だと認識していますが、登園する子どもが少しでも減ることで保育体制を見直すことができ、保育の規模の縮小により感染リスクを極力抑えられると考えています。

事業者の皆様におかれましては子どもの安全を守るため、多摩市内の保育施設等に在籍する子どもの保護者の勤務について、休暇の取得等ができるよう引き続き特段のご配慮をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

※今後の状況により、さらなるご協力をお願いする事も想定されますが、重ねてご理解・ご協力の程をよろしくお願いいたします。

問い合わせ

多摩市子ども青少年部子育て支援課

計画推進・保育担当

電話：042-338-6850（直通）